

再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ (太陽光発電の場合)

電気事業法保安規制
その他の手続

条例で環境アセスが必要な場合は、設備認定の申請のタイミングで環境影響評価準備書についての勧告書を提出する必要があります。

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、農地転用の手続が必要になりますので、ご注意ください。(転用手続が完了していなくても設備認定の申請は可能です。)

2000KW以上の設置

- 電気主任技術者の選任
- 工事着工30日前までに、工事計画書を届出
- 工事着工前までに保安規程の届出

50KW以上~2000KW未満の設備

- 電気主任技術者の選任(外部委託可能)
- 工事着工前までに保安規程の届出

提出先は、所轄の産業保安監督部

2000KW以上の設備

竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。なお、自主検査後、遅延なく安全管理審査申請書を提出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

年2回発電所の運転報告を行う

(自家用発電所運転半期報:1000KW以上の設備のみ)とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等あれば、各経済産業局・産業保安監督部・電力会社等に手続が必要。

固定価格買取制度上の手続

電力会社への手続

国への手続

事業計画を立てる

電力会社に連系希望地点付近の系統状況について簡易検討(事前相談)を依頼
(省略可・無料・1ヶ月)

立地と設備について詳細を検討する

電力会社に接続検討を依頼
(21.6万円・原則として3ヶ月以内)
※電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施。

経産省に設備認定の申請
(無料・申請から認定まで1~2ヶ月程度)

設備認定基準を確認

経産省から設備の認定を受ける

<同時申込可能>
電力会社に接続契約、
特定契約を申込

電力会社の対応

- 1) 受付
- 2) 接続検討
- 3) 検討結果回答

意思表示書の提出

電力会社の対応

- 1) 受付
- 2) 接続検討
- 3) 工事費負担金の算出

接続契約等の締結

接続契約に至らない場合
発電事業者の責によらず、接続契約申込の翌日から270日を経過した日までに接続契約に至らない場合、270日を経過した日

調達価格の
決定

工事費
負担金支払

資金調達
(プロジェクトファイナンスの場合)

設備の発注

Memo
設置に必要な資材や機器を発注。
設備工事等を実施する請負企業の選定。

着工

完成

試運転(使用前自主検査:2MW以上の設備のみ)

電力供給開始

調達期間のカウント開始

年報の提出

年報は供給開始から1ヶ月後に第1回目(資本金)、その後調達期間の間、運転維持費等について毎年1回提出